

精神保健福祉センター一年報

令和5年度

福岡県精神保健福祉センター

目 次

I. センターの概要

1. 沿革	1
2. 業務の概要	2
3. 組織	4
4. 職員構成	4
5. 施設の位置及び平面図	5
6. 歳入歳出決算状況	6

II. 業務実績

1. 技術指導・技術援助	7
2. 教育研修	9
3. 普及啓発	11
4. 調査研究	13
5. 精神保健福祉相談	14
6. 思春期精神保健事業	18
7. 依存症対策事業	20
8. 心の健康づくり推進事業	24
9. 自殺対策事業	26
10. 精神障がい者社会復帰促進事業	31
11. ひきこもり対策推進事業	34
12. 精神医療審査会の審査に関する事務	41
13. 自立支援医療費（精神通院）	42
14. 精神障害者保健福祉手帳	43
15. 災害対策・災害支援	44
16. 新型コロナウイルス感染症対策支援	45

III. 資 料

1. 本年報使用のブロック名及び保健所・管轄市町村	46
2. 関係法令	47

I. センターの概要

1. 沿革
2. 業務の概要
3. 組織
4. 職員構成
5. 施設の位置及び平面図
6. 歳入歳出決算状況

1. 沿革

- ◎昭和 25 年 5 月 1 日
精神衛生法施行
- ◎昭和 26 年
福岡市中央区の衛生研究所内に福岡県精神衛生相談所設置
- ◎昭和 40 年 6 月
精神衛生法の一部改正
- ◎昭和 41 年 5 月 11 日
福岡市東区に福岡県精神衛生センター設置
- ◎昭和 49 年 2 月
デイ・ケア開始
- ◎昭和 63 年 7 月 1 日
精神衛生法から精神保健法への改正に伴い、名称を「福岡県精神保健センター」と改称
- ◎平成 7 年 7 月 19 日
精神保健法の一部改正に伴い、名称を「福岡県精神保健福祉センター」と改称
- ◎平成 9 年 1 月 14 日
福岡県春日市に庁舎移転
- ◎平成 9 年 4 月 1 日
総務研修課、相談指導課、社会復帰課の三課体制になる
- ◎平成 14 年 4 月 1 日
総務企画課、相談指導課、社会復帰課の三課体制になる
精神保健福祉法の一部改正に伴い、精神医療審査会事務及び、通院医療公費負担・精神障害者保健福祉手帳判定業務を開始
- ◎平成 18 年 4 月 1 日
障害者自立支援法第 52 条の改正に伴い、通院医療公費負担判定業務を廃し、自立支援医療（精神通院）支給認定業務を開始
- ◎平成 22 年 6 月 1 日
「ひきこもり地域支援センター」、「地域自殺予防情報センター」の設置
- ◎平成 29 年 3 月 1 日
「地域自殺予防情報センター」を廃止し、新たに「地域自殺対策推進センター」を設置
- ◎令和 2 年 7 月 1 日
「ひきこもり地域支援センター」に加えて「筑後サテライトオフィス」及び「筑豊サテライトオフィス」を設置
- ◎令和 2 年 8 月末
保険診療によるデイケアを終了（年度内はデイケア事業として月 2 回のフリースペースを開催、相談対応でフォローアップ）
- ◎令和 3 年 3 月末
デイケア事業を終了

2. 業務の概要

1 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉を推進するため、保健福祉（環境）事務所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

2 教育研修

保健福祉（環境）事務所、市町村、福祉事務所、社会復帰施設その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

3 普及啓発

県民に対し精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健福祉（環境）事務所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

4 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、保健福祉（環境）事務所及び市町村が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

5 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期等の専門相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。

6 思春期精神保健事業

思春期に関する相談対応や学校教育関係・医療機関・福祉施設・行政等の職員を対象として思春期のこころの問題や様々な不登校・ひきこもりの子どもに対する支援等について理解を深めることを目的とした研修会を行う。

7 依存症対策事業

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する相談対応や回復支援プログラム・家族教室の開催、医療・福祉・行政等の実務担当者を対象とした研修会を行う。

8 心の健康づくり推進事業

県民の心の健康づくりのための「心の健康相談電話」の実施及びこころの健康を支えることを目的とした研修会を行う。

9 自殺対策事業

自殺対策の一層の推進を図るために、自殺対策関連の情報の収集と関係機関への情報の提供や関係職員等の資質向上のための研修会の実施、保健福祉（環境）事務所や市町村への技術支援・協力、心の相談窓口開設、啓発活動を行う。

10 精神障がい者社会復帰促進事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、市町村・保健福祉（環境）事務所に対して技術支援を行う。また、精神障がい者に対する重層的支援体制を構築するため、医療機関・地域の関係機関に対する研修会を行う。

11 ひきこもり対策推進事業

成人期を対象として、県内のひきこもり支援の関係機関や保健福祉（環境）事務所等と連携しながら、「関係機関の連携強化」、「相談窓口の充実」、「人材育成」、「ひきこもり支援に必要な情報発信」を行う。

12 精神医療審査会の審査に関する事務

精神保健福祉法第12条の規定による精神医療審査会で行う退院請求等の審査に関する事務、定期の報告等の審査に関する事務及び精神医療審査会運営事務を行う。

13 自立支援医療費（精神通院）

障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び医療受給証の交付を行う。

14 精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定及び交付を行う。

15 災害対策・災害支援

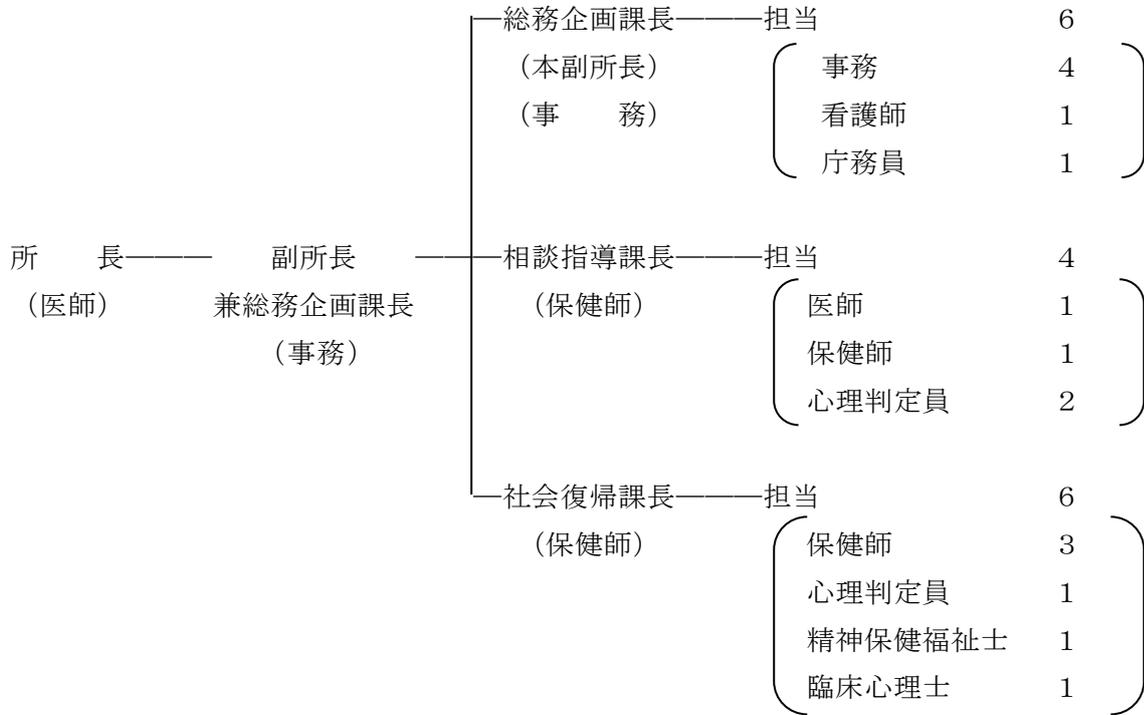
自然災害や大規模事故等の集団災害において、D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣を含め、地域の精神医療、精神保健の支援を行う。

16 新型コロナウイルス感染症対策支援

新型コロナウイルス感染症のため宿泊療養施設で療養されている方を対象とした相談や施設職員の支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う不安やストレス等を抱えた県民及び医療従事者を対象とした相談を行う。

3. 組 織

(令和5年4月1日現在)



(注) 社会復帰課の保健師1名・精神保健福祉士1名・臨床心理士1名は、会計年度任用職員

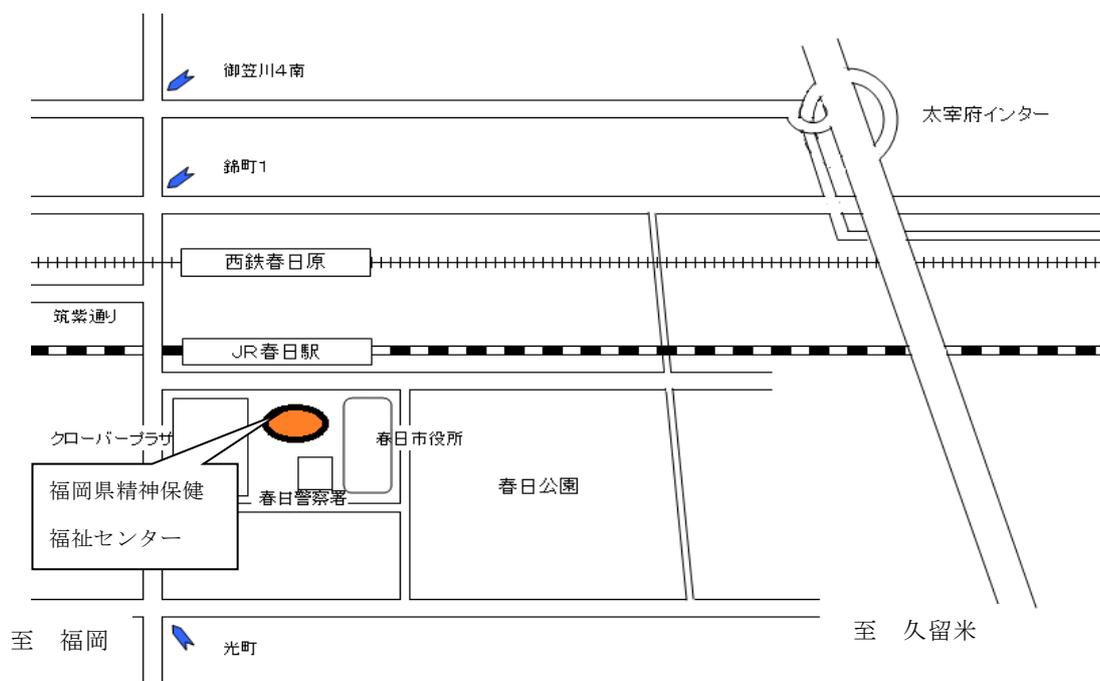
4. 職 員 構 成

(令和5年4月1日現在)

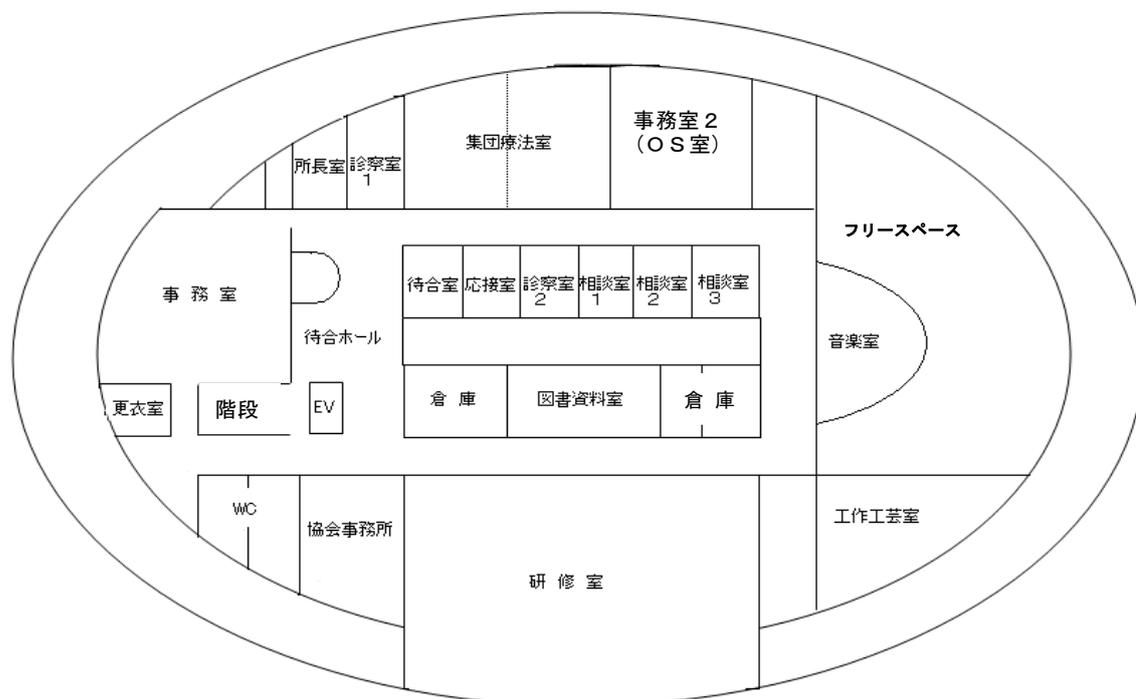
	医 師	一 般 事 務	心 理 判 定 員	保 健 師	看 護 師	精 神 福 祉 士	臨 床 心 理 士	庁 務 員	計
所 長	1								1
総務企画課		5			1			1	7
相談指導課	1		2	2					5
社会復帰課			1	4		1	1		7
計	2	5	3	6	1	1	1	1	20

5. 施設の位置及び平面図

所在地 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7南側2F
 代表電話 092-582-7510 F A X 092-582-7505
 相談専用 092-582-7500 心の健康相談電話 092-582-7400
 ひきこもり相談 092-582-7530



建 物 構 造 鉄筋コンクリート造3階建内2階
 面 積 1,338.51 m²



6. 歳入歳出決算状況

(1) 歳 入

(一般会計)

(単位:千円)

歳入科目	令和4年度決算額	令和5年度決算額
使用料及び手数料	28	2
使用料	0	0
手数料	(28)	(2)
諸収入	5	2
看護師等実習費収入及び雑入	(5)	(2)
合 計	33	4

(2) 歳 出

(一般会計)

(単位:千円)

歳出科目	令和4年度決算額	令和5年度決算額
報酬	9,054	9,317
報償費	2,619	2,794
需用費	3,528	3,306
役務費	28,501	28,711
委託料	46,544	47,961
使用料及び賃借料	589	954
備品購入費	124	0
合 計	90,959	93,043

Ⅱ. 業 務 実 績

1. 技 術 指 導 ・ 技 術 援 助
2. 教 育 研 修
3. 普 及 啓 発
4. 調 査 研 究
5. 精 神 保 健 福 祉 相 談
6. 思 春 期 精 神 保 健 事 業
7. 依 存 症 対 策 事 業
8. 心 の 健 康 づ く り 推 進 事 業
9. 自 殺 対 策 事 業
10. 精 神 障 が い 者 社 会 復 帰 促 進 事 業
11. ひ き こ も り 対 策 推 進 事 業
12. 精 神 医 療 審 査 会 の 審 査 に 関 す る 事 務
13. 自 立 支 援 医 療 費 （ 精 神 通 院 ）
14. 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳
15. 災 害 対 策 ・ 災 害 支 援
16. 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 支 援

1. 技術指導・技術援助

(1) 保健福祉（環境）事務所に対する援助

精神保健福祉センターの業務の1つとして、地域精神福祉活動を推進するため、保健福祉（環境）事務所、市町村及び関係諸機関に対する専門的な立場からの積極的な技術指導・技術援助がある。

令和5年度の保健福祉（環境）事務所への技術指導・技術援助の主な内容及び実績は、表1-1、1-2に掲げるとおりである。

表1-1 保健福祉（環境）事務所への技術指導・技術援助の主な内容

① 会議 ケース会議、各種連絡調整会議、各種担当者連絡会議、精神保健福祉部会等
② 普及啓発 心の健康づくり・精神障がいに関する知識の普及啓発、家族や障がい者本人に対する教室等
③ 研修 市町村、関係機関、施設、団体、一般住民等に対して行う研修・研究会等
④ 組織育成 自助グループや家族会、ボランティア団体等の地域組織に対して行う育成支援等
⑤ 相談 精神保健福祉に関する相談等
⑥ 事例検討会 ケース検討におけるスーパーバイザー等
⑦ その他 上記①～⑥に該当しない精神保健福祉に関する技術援助

表1-2 保健福祉（環境）事務所別技術指導・技術援助実績

保健福祉（環境） 事務所 及び保健所	会議		広報普及		研修		組織育成		相談		事例検討会		その他		総計	
	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者
福岡ブロック	筑 紫	7	126						1	1			6	6	14	133
	粕 屋	3	50										7	7	10	57
	糸 島	4	54			1	28						4	4	9	86
	宗像・遠賀	2	35						2	2			13	13	17	50
	計	16	265	0	0	1	28	0	0	3	3	0	0	30	30	50
筑豊ブロック	嘉穂・鞍手	1	6												1	6
	田 川	2	4												2	4
	京 築	1	5			1	29		2	1			1	1	5	36
	計	4	15	0	0	1	29	0	0	2	1	0	0	1	1	8
筑後ブロック	北筑後	5	79						1	10			1	1	7	90
	南筑後	6	167										3	2	9	169
	計	11	246	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	4	3	16
久留米市									2	21					2	21
合 計	31	526	0	0	2	57	0	0	8	35	0	0	35	34	76	652

(2) その他の関係機関への技術指導・技術援助

当センターは、保健福祉（環境）事務所以外の諸関係機関からの要請に対しても技術指導・技術援助を行っている。令和5年度の実績は表1-3に示すとおりである。

表1-3 その他の関係機関への技術指導・技術援助実績

関係機関領域	会議		広報普及		研修		組織育成		相談		事例検討会		その他		総計	
	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者	回数	対象者
①行政機関	19	358			2	106			6	7			3	12	30	483
②市町村	7	110			1	74			31	27			30	31	69	242
③福祉事務所									1	0			3	3	4	3
④児童相談所													1	1	1	1
⑤医療機関					2	60			4	1			3	3	9	64
⑥介護老人保健施設															0	0
⑦障がい者支援施設					1	32							17	39	18	71
⑧学校	2	20	1	3					5	1			2	5	10	29
⑨学生教育													3	320	3	320
⑩労働	2	40			4	1249							11	11	17	1300
⑪司法													2	11	2	11
⑫精神保健福祉関係団体	11	51											1	20	12	71
⑬社会福祉施設	5	40							1	0					6	40
⑭その他の機関	5	63			3	407			4	6			84	84	96	560
⑮患者会															0	0
⑯家族会													9	10	9	10
⑰依存症の自助団体・回復施設															0	0
⑱その他の地域組織	17	301			4	355	15	135	2	2			5	5	43	798
合計	68	983	1	3	17	2283	15	135	54	44	0	0	174	555	329	4003

(備考)

- ① 行政機関：国又は県本庁関係部局
- ③ 福祉事務所：市福祉事務所
- ⑦ 障がい者支援施設：地域活動支援センター、指定障がい福祉サービス事業所等
- ⑧ 学校：学校教育機関の教師（養護教諭を含む）
- ⑨ 学生教育：医学部、看護学部、福祉系学部等での学生指導等（当センターでの実習を除く。）
- ⑩ 労働：各種事業所、厚生労働省関係、県福祉労働部出先機関
- ⑪ 司法：法務省関係
- ⑫ 精神保健福祉関係団体：精神科病院協会・精神保健福祉協会等
- ⑭ その他の機関：上記以外の機関
- ⑮ 患者会：当事者団体
- ⑯ 家族会：家族団体
- ⑰ 依存症の自助団体・回復施設：依存症の当事者団体・家族団体
- ⑱ その他の地域組織：当事者・家族以外の団体その他の地域組織：当事者・家族以外の団体

(3) 医療観察法

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものである。当センターでは、保護観察所等の関係機関との連携や適切な対象者支援に向け、連携を図っている。

	期 日	内 容	参加人員 (人数)
連携会議	令和6年 1月30日 (火)	行政職員連携会議 1 「医療観察制度について」 講師：福岡保護観察所 社会復帰調整官 2 「クライシス・プランと活用について」 講師：肥前精神医療センター 心理室 副心理室長 砥石 恭子 氏	保健所 19 センター 9 計 28
精神保健福祉行政職員研修会	令和6年 2月16日 (金)	精神保健福祉行政職員研修会 説明「精神保健福祉法改正における市町村の役割～保健と福祉の連携～」 精神保健福祉センター 社会復帰課 講演「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける市町村の役割」 ちはやACTクリニック院長 渡邊 真里子 氏	県庁 1 保健所 21 市町村 78 センター 2 102

② 依存症研修等

- ・薬物依存家族教室 (P21 参照)
- ・依存症支援者研修会 (P23 参照)

③ メンタルヘルス研修等

- ・自殺対策研修会 (P27 参照)
- ・自死遺族支援関係者研修会 (P28 参照)

④ 精神障がい者支援関係者・家族研修会等

- ・精神障がい者就労支援関係者研修会 (P33 参照)
- ・精神保健福祉家族研修会 (P33 参照)

⑤ ひきこもり研修等

- ・ひきこもり支援者研修会 (P35 参照)

3. 普及啓発

(1) 令和5年度刊行物

- ・令和4年度 精神保健福祉センター年報
- ・精神保健福祉ニュースふくおかNo.37
- ・令和4年度 精神障害者社会復帰促進事業（地域支援事業）報告書
- ・令和4年度 福岡県ひきこもり対策推進事業報告書
- ・パンフレット「大切な人を病気や事故、自死等で亡くされた方へ」

(2) 講演

保健福祉（環境）事務所、市町村その他の関係機関からの依頼に応じて講演を行った。対象機関別実績は表3-1、講演内容別実績は表3-2、講演派遣状況は表3-3のとおりである。

表3-1 対象機関

依頼元機関	回数	対象者人数
保 健 所	4	81
行政機関(市町村以外)	2	106
市 町 村	1	14
医 療 機 関	2	60
学 生 教 育	3	320
労 働	1	15
そ の 他 の 機 関	10	436
合 計	23	1,032

表3-2 講演内容

内 容	回数
依 存 症 対 策 関 連	1
心 の 健 康 づ く り 推 進 関 連	1
自 殺 対 策 関 連	4
社 会 復 帰 促 進 関 連	2
ひきこもり対策推進関連	6
災 害 対 策 関 連	1
そ の 他	8
合 計	23

表3-3 講演派遣状況

	期日	対象機関	対象者数	講演内容	対応職種
1	6月22日	行政機関 (市町村以外)	12	地域自殺対策計画の策定・見直しについて	保健師
2	6月27日	学生教育	100	精神医療と法律	医師
3	7月1日	その他の機関 (行政機関を除く)	130	医療側からの情報発信について	医師
4	7月6日	行政機関 (市町村以外)	11	自殺統計と福岡県自殺対策計画(第2期)について	保健師
5	7月13日	その他の機関 (行政機関を除く)	150	精神保健福祉行政	医師
6	7月18日	学生教育	120	わが国の精神保健医療福祉	医師
7	8月2日	その他の機関 (行政機関を除く)	32	福岡県ひきこもり地域支援センターの役割・機能等について	保健師
8	8月16日	行政機関 (市町村以外)	30	福岡県自殺対策計画(第2期)について	保健師
9	9月5日	学生	100	精神保健福祉法と精神科リハビリテーション	医師
10	9月19日	その他の機関 (行政機関を除く)	10	福岡県ひきこもり地域支援センターの業務、民生委員・児童委員との連携について	保健師
11	10月16日	行政機関 (市町村以外)	28	精神疾患の理解と対象者への支援について	医師
12	11月29日	市町村	14	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健師
13	12月6日	その他の機関 (行政機関を除く)	25	心の健康と病理2	医師
14	12月12日	その他の機関 (行政機関を除く)	45	福岡県ひきこもり地域支援センターの役割・機能等について	保健師
15	12月16日	労働	15	ひきこもりの理解と家族にできること～就労に向けた一歩を踏み出すために～	保健師
16	1月15日	行政機関 (市町村以外)	80	DPATについて	医師
17	1月26日	その他の機関 (行政機関を除く)	13	ひきこもり状態の家族への接し方のポイント	保健師
18	1月27日	医療機関	50	福岡県精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症対策～依存症相談拠点として～	心理判定員
19	1月31日	行政機関 (市町村以外)	26	精神に課題を持つ方に対する支援について	医師
20	2月26日	その他の機関 (行政機関を除く)	13	福岡県におけるひきこもり支援の実態と取組について	心理判定員
21	3月11日	その他の機関 (行政機関を除く)	5	精神に課題を持つ方に対する支援について	医師
22	3月20日	医療機関	10	自殺予防に向けた研修会	保健師
23	3月21日	その他の機関 (行政機関を除く)	13	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた福岡県の取組について	保健師

(3) 図書資料室の運営及び利用

精神保健福祉業務の推進に資することを目的に、精神保健・医療・福祉に関わる方々にも利用してもらえるよう周知を図っている。

4. 調査研究

年 度	テ ー マ
令和元年度	1 ひきこもり相談事例の継続支援における現状と課題 2 精神科デイケアにおける「元気回復行動プラン(WRAP)プログラム」の取組み～利用者の自己管理能力向上を目指して
令和2年度	1 精神科デイケアで「元気回復行動プラン(WRAP)プログラム」を3年間実施して
令和3年度	1 心の健康相談電話(7400)における現状と課題 2 地域と連携したひきこもり支援体制作りについて
令和4年度	1 福岡県精神保健福祉センターにおけるゲートキーパー研修事業の取組～ゲートキーパー(よりそい隊)養成研修について 2 福岡県精神保健福祉センターにおけるゲートキーパー研修事業の取組～ゲートキーパーセミナー等に係る指導者養成研修について 3 新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設こころの健康相談の報告～第5波までと第6波における相談の変化について
令和5年度	1 依存症回復施設と協働したギャンブル依存回復支援プログラム及び家族教室の試み 2 ひきこもり支援体制の構築について～福岡県ひきこもり地域支援センターの取組み～

5. 精神保健福祉相談

(1) 来所相談

① 概要

当センターでは、精神保健福祉全般に関する相談を受けている。来所相談は予約制で、新規相談窓口は毎週月・火・木・金曜の午前中に開設している。

うち、専門相談としてアルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する相談及び思春期相談を実施している。

表5-1 相談件数の推移

	3年度	4年度	5年度
新規相談件数	66	78	99
その他 (実件数)	20 (4)	13 (12)	2 (1)
相談延べ件数 (実件数)	86 (70)	91 (90)	101 (100)

② 新規相談内訳

新規相談99件を次の2項目（ア 年齢・性別 イ 相談内容）について整理した。

ア 年齢・性別

30代の相談が最も多く、次に20代の相談が多い。

表5-2 年齢・性別件数

性別/年齢	0～	5～	10～	15～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	不明	計
男性	1	1	5	6	17	19	7	4	5	0	8	73
女性	0	0	7	3	1	2	4	3	0	1	4	25
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	1	1	12	8	18	21	12	7	5	1	13	99

イ 相談内容

相談内容のうち、その他の相談は、アルコール、薬物以外の依存症を含む精神の病気の相談が含まれ、53件（53.5%）であった。うつ・うつ状態の相談は、気分障害やうつ状態の相談が含まれ、3件（3.0%）であった。

表5-3 相談内容別件数

	老人 精神	社会 復帰	アルコ ール	薬物	思春期	うつ・ うつ状態	心の 健康	その他	計
件数	1	1	5	12	16	3	8	53	99
割合 (%)	1.0	1.0	5.1	12.1	16.2	3.0	8.1	53.5	100.0

- ③ 継続相談内訳
継続相談延べ件数2件の性別、相談内容及び処遇については、次のとおりである。

表5-4 性別・相談内容別件数

	老人 精神	社会 復帰	アルコ ール	薬物	思春期	うつ・ うつ状態	心の 健康	その他	計
男性	0	0	0	2	0	0	0	0	2
女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	2	0	0	0	0	2
割合 (%)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(2) 電話相談

① 概要

当センターには、精神保健福祉相談の一環として受ける電話相談と、心の健康づくり推進事業として実施している「心の健康相談電話」（「8. 心の健康づくり推進事業」参照）がある。

ここでは、まず精神保健福祉相談の一環としての電話相談について報告する。

なお、来所相談者の来所後の継続電話相談については、別途記載する。

ア 相談の状況

電話相談の件数は、年間2,100件を超えた（うち、関係機関からの相談電話は160件で、全相談件数の約7%を占めている。）。

表5-5 年度・月別相談件数の推移

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
31/1	243 (32)	249 (43)	305 (69)	234 (30)	224 (23)	237 (25)	320 (65)	244 (31)	244 (33)	241 (41)	237 (28)	303 (23)	3,081 (443)
2	239 (25)	179 (25)	241 (28)	190 (19)	208 (11)	256 (18)	249 (11)	211 (9)	175 (9)	207 (13)	188 (21)	307 (14)	2,650 (203)
3	254 (19)	236 (22)	267 (17)	226 (20)	212 (12)	218 (28)	267 (21)	207 (17)	234 (13)	186 (11)	187 (13)	242 (15)	2,736 (208)
4	255 (20)	287 (16)	286 (22)	228 (16)	241 (17)	250 (19)	254 (12)	249 (17)	204 (15)	208 (10)	158 (6)	215 (19)	2,835 (189)
5	193 (7)	202 (25)	212 (17)	186 (13)	203 (14)	214 (16)	196 (12)	177 (12)	133 (14)	151 (9)	165 (13)	158 (8)	2,190 (160)

(表中のカッコ内の数字は関係機関からの相談件数の再掲)

② 相談内訳

相談対象者（相談者が誰について相談したいか）と相談者（電話をかけてきた方）について記載している。

なお、次に掲げる相談件数には関係機関からの電話相談 160 件は含まないものとする（それ以外の 2,030 件を対象とした。）。

ア 年齢・性別

表 5-6 年齢・性別別件数

性別/年齢		～9	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	不明	計
対象者	男性	2	51	37	34	38	27	35	13	10	656	903
	女性	4	53	36	35	19	37	63	18	6	663	934
	不明	2	23	12	2	0	2	0	1	1	150	193
	計	8	127	85	71	57	66	98	32	17	1,469	2,030
相談者	男性	0	1	8	9	18	17	26	3	3	677	762
	女性	0	7	13	26	14	29	67	20	7	1,074	1,257
	不明	0	2	0	1	0	0	0	0	0	8	11
	計	0	10	21	36	32	46	93	23	10	1,759	2,030

イ 相談者

表 5-7 相談対象者の続柄別件数

続柄	件数	割合(%)
本人	1,246	61.4
配偶者	106	5.2
子	343	16.9
親	70	3.4
きょうだい	58	2.9
その他の家族・親族	65	3.2
友人・知人	31	1.5
その他	39	1.9
不明	72	3.5
計	2,030	100.0

ウ 相談内容

表 5-8 相談内容別件数

	老人 精神	社会 復帰	アルコ ール	薬物	思春期	うつ・ うつ状態	心の 健康	その他	計
件数	28	7	78	50	71	132	824	840	2,030
割合 (%)	1.4	0.3	3.8	2.5	3.5	6.5	40.6	41.4	100.0

表5-9 関係機関別件数

関係機関名	件数	割合(%)
保健福祉環境事務所（政令市保健福祉センター含む）	17	10.6
市町村	25	15.6
医療機関（精神科）	28	17.5
医療機関（その他）	9	5.6
社会福祉関係	19	11.9
児童福祉関係	3	1.9
学校教育関係	11	6.9
司法・警察	14	8.8
労働行政関係	1	0.6
その他の相談機関	6	3.8
その他	27	16.9
不明	0	0
計	160	100.0

表5-10 相談内容別件数

	老人 精神	社会 復帰	アルコ ール	薬物	思春期	うつ・ うつ状態	心の 健康	その他	計
件数	5	3	8	12	12	7	48	65	160
割合 (%)	3.1	1.9	5.0	7.5	7.5	4.4	30.0	40.6	100.0

③ 来所相談者による継続電話相談

当センターに来所相談をしたことのある方又はその関係者からの電話相談（「継続電話相談」という。）130件の性別及び相談内容について記載する。

表5-11 性別及び相談内容別件数

	老人 精神	社会 復帰	アルコ ール	薬物	思春期	うつ・ うつ状態	心の 健康	その他	計
男性	0	0	0	32	0	0	0	95	127
女性	0	0	0	1	0	0	0	2	3
計	0	0	0	33	0	0	0	97	130
割合 (%)	0.0	0.0	0.0	25.4	0.0	0.0	0.0	74.6	100.0

6. 思春期精神保健事業

① 概要

当センターでは精神保健福祉相談の中で思春期相談を実施している。ここでは、精神保健福祉相談における来所相談（「5. 精神保健福祉相談」参照）のうち、相談内容を「思春期」に分類したものについて、思春期相談として再掲した。

ア 来所相談の状況

新規来所相談のうち、思春期相談件数は16件であった。

表6-1 思春期来所相談件数の推移

	3年度	4年度	5年度
新規来所相談件数(A)	66	78	99
新規思春期来所相談件数(B)	12	9	16
B/A (%)	18.2	11.5	16.2

② 新規相談受付

ア 就学状況

思春期相談件数16件の就学状況については中学生が多くを占めていた。

表6-2 就学状況件数

性別	就学状況	小学校	中学校	高等学校	高校中退	高校不明	専門学校	大学	不明	計
計		1	7	6	1	0	0	0	1	16

イ 相談内容

思春期相談の内容は、不登校、性格や行動の問題に関するものが多い。

表6-3 問題の要点別件数（重複選択）

問題の要点		件数	割合(%)	小計	割合(%)
1 病気について	①現在の状態・症状について	0	0.0	4	25.0
	②受診について	3	18.8		
	③現在の医療について	0	0.0		
	④治療	0	0.0		
	⑤生活について	0	0.0		
	⑥就労や仕事について	0	0.0		
	⑦法や制度について	0	0.0		
	⑧その他	1	6.3		
2 心の健康	①性格や行動	4	25.0	15	93.8
	②不登校	6	37.5		
	③その他	5	31.3		
3 嗜癖・依存				5	31.3
4 家族・親戚関係の悩み	①親子	0	0.0	0	0.0
	②夫婦	0	0.0		
	③きょうだい	0	0.0		
	④その他	0	0.0		
5 人間関係の悩み	友人・知人			2	12.5
6 自殺関連				0	0.0
7 発達障がい				1	6.3
計				27	168.8

(割合：思春期相談実件数16に対する)

③ 研修会

令和2年度より全国の児童生徒の自殺者数が増加し、当県においても若年層の自殺者数の増加は深刻である。生きづらさを抱える子どもたちの理解を深め、支援のあり方を検討することを目的として研修会を実施した。

- ・自殺対策研修会（P27 参照）

7. 依存症対策事業

(1) アルコール・薬物・ギャンブル相談

① 概要

当センターで行う精神保健福祉相談の中には、アルコール・薬物・ギャンブルに関する相談もある。ここでは、精神保健福祉相談における来所相談（「5. 精神保健福祉相談」参照）のうち、相談内容を「アルコール」「薬物」「ギャンブル」と分類したものについて、アルコール・薬物・ギャンブル相談として再掲した。

表7-1 アルコール・薬物・ギャンブル新規来所相談件数

	5年度	割合(%)
アルコール	5	10.4
薬物	12	25.0
ギャンブル	31	64.6
計	48	100.0

(2) 薬物依存回復支援プログラム

平成27年度からの継続事業として、薬物依存問題を抱えた本人を対象に、16回1クルの「薬物依存回復支援プログラム」を開催した。

① 目的

薬物依存の問題を抱える本人を対象に、正しい知識や適切な対処方法を学ぶ機会を提供し、再乱用防止や依存症からの回復を支援する。

② 対象

- ・薬物依存からの回復を目指し、プログラムへの参加を希望している者
- ・集団のプログラムに参加でき、プログラム参加のルールに同意できる者
- ・当センター所長が認めた者

③ 開催日時

令和5年4月～令和6年3月までの、原則第1・3水曜日 1セッション90分

④ プログラム内容

認知行動療法に基づくワークブック（SMARPP-16及び24の組合せ）を使用したテキストを用いたグループワーク方式で実施。1クール16回とし、クール途中からの参加や複数クルールの参加も可とする。

（SMARPPについては、国立精神・神経医療研究センターの作成責任者の許可を得た。）

⑤ 実施結果

表7-2及び表7-3を参照

表7-2 開催日数及び参加人数

開催日数	延べ人数	1回当たりの平均人数
24	100	4.2

表7-3 参加実人数

性別	男性	女性
人数 (%)	11 (84.6)	2 (15.4)
合計 (%)	13 (100.0)	

(3) 薬物依存家族教室

平成 11 年度からの継続事業として、薬物依存問題を抱えた方の家族を対象に、5 回 1 クールの「薬物依存家族教室」を 2 クール開催した。

- ① 目的
薬物依存の問題を抱える方の家族を対象に、正しい知識や接し方を学ぶ場、家族同士が思いを分かち合う場を提供する。
- ② 対象
薬物依存の問題を抱える家族
- ③ 開催日時
令和 5 年 5 月～令和 6 年 2 月の原則第 4 木曜日 14:00～16:00
- ④ プログラム・参加者数
表 7-4 を参照

表 7-4 薬物依存家族教室の開催状況 (延べ人数)

日程		プログラム	参加者数	
1 クール	2 クール		1 クール	2 クール
5/25	10/26	薬物依存症とは	7	6
6/22	11/30	先輩家族からのメッセージ	5	8
7/27	12/28	本人とのコミュニケーションを考える	3	3
8/24	1/25	回復者本人からのメッセージ	5	9
9/28	2/22	フリープログラム	5	4
小 計			25	30
合 計			55	

(4) ギャンブル依存回復支援プログラム・ギャンブル依存家族教室

ギャンブル依存問題を抱えた本人を対象に、5 回 1 クールの「ギャンブル依存回復支援プログラム」をギャンブル依存問題を抱えた方の家族を対象に、3 回 1 クールの「ギャンブル依存家族教室」を特定非営利活動法人ジャパンマックへ業務委託し、それぞれ 2 クール開催した。

- ① 目的
 - ・ギャンブル等依存症の基本的な知識や対応方法を学ぶ場を提供する。
 - ・同じ問題を抱える本人や家族同士の分かち合いの場を提供する。
 - ・自助グループ等への橋渡しを行う。
 - ・本人や家族が安心して自分を振り返り、正直な思いを話すことのできる機会を提供する。
- ② 方法
特定非営利活動法人ジャパンマック（依存症回復支援施設）への業務委託とする。
<ギャンブル依存回復支援プログラム>
 - 1) 開催日時
令和 5 年 5 月～令和 6 年 2 月の原則第 4 月曜日 14:00～15:30
 - 2) 対象
 - ・ギャンブル等依存症からの回復を目指し、プログラムへの参加を希望している者
 - ・集団のプログラムに参加でき、プログラム参加のルールに同意できる者
 - ・当センター所長が認めた者
 - 3) プログラム内容
 - ・SAT-G（島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）を使用する。

- ・1クールを5回とし、テキストを用いたグループワーク形式で実施する。
 - ・クール途中からの参加や複数クールの参加も可とする。
- (SAT-Gについては、島根県立心と体の相談センターの作成責任者の許可を得た。)

4) 実施結果

表7-5及び表7-6を参照

表7-5 開催日数及び参加人数

開催日数	延べ人数	1回当たりの平均人数
10	70	7.0

表7-6 参加実人数

性別	男性	女性
人数 (%)	15 (88.2)	2 (11.8)
合計 (%)	17 (100.0)	

<ギャンブル依存家族教室>

1) 開催日時

令和5年5・7・9・10・12月、令和6年2月の原則第4月曜日 14:00~15:30

2) 対象

ギャンブル依存の問題を抱える家族

3) プログラム内容

表7-7を参照

表7-7 ギャンブル依存家族教室の開催状況 (延べ人数)

日程		プログラム	参加者数	
1クール	2クール		1クール	2クール
5/22	10/23	家族からのメッセージ	6	4
7/24	12/25	CRAFTについて	1	1
9/25	2/26	当事者からのメッセージ	5	1
小 計			12	6
合 計			18	

(5) 依存症支援者研修会

平成 15 年度から、福岡市精神保健福祉センター、福岡県立精神医療センター太宰府病院及び当センターの三者で連携し、アディクション関連問題についての普及啓発、予防及び技術の習得を目的として、「アルコール・薬物関連問題研修会（平成 24 年度から「アディクション関連問題研修会」に改称）」を開催してきたが、福岡県の依存症対策の体制として、依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点が選定され、それぞれの役割の中で研修等を実施していくこととなり、令和 2 年度をもって発展的解消となった。

そこで、依存症相談拠点として、県内の相談・回復支援体制の整備・充実を図ることを目的に、新たに依存症支援者研修会を開催した。

① 目的

精神保健、医療、福祉、教育、司法、行政等関係機関の実務担当者が、アディクション関連問題についての基礎知識を習得し、地域における有用かつ効果的な予防・支援対策を習得することを目的とする。

② 研修会開催状況

表 7-8 を参照

表 7-8 研修会等開催状況（オンライン開催）

期日	内容	参加者数
1月11日 (木)	○「依存症の基礎知識 ～ゲーム依存、思春期の対応を中心に～」 講師：医療法人横田会 向陽台病院 院長 比江島 誠人 氏	合計 173 人 (内訳) 県・市町村 45 人 社会福祉 38 人 保健所 16 人 医療機関 28 人 その他 46 人
	○「自助グループからのメッセージ」 講師：ジャパンマック福岡メンバー	

(6) 福岡県ギャンブル等依存症対策連携会議

① 目的

「福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存症である者やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、行政、司法・警察、医療、事業者、自助団体等の包括的な連携協力体制を構築する。

② 日時

令和 6 年 2 月 5 日（月） 14:00～16:00

③ 場所

福岡県精神保健福祉センター

④ 内容

- ・福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画に関する各団体の取組について
- ・その他

8. 心の健康づくり推進事業

(1) 心の健康相談電話

① 目的

「心の健康相談電話」は、厚生労働省が国民健康づくり対策として実施している「心の健康づくり推進事業」の一環として、県民の心の健康づくりのために平成2年11月15日から開始したものである。精神科の病院や専門の相談機関は、心の悩みを抱えた人が直接相談に出向くにはまだまだ敷居が高いところであり、どこからでも相談できる電話相談は、こうした人にとっては気軽に利用しやすいものである。電話によるサポートで、心の危機を乗り越えることができる人も多い。様々な事情で診察や面接に行くことができない人にとっては、電話は有効で意義のある相談方法と言える。

なお、厚生労働省が実施している「こころの健康相談統一ダイヤル」は、福岡県内からかけると、日中は「心の健康相談電話」につながるようになっている。

② 事業内容

電話番号 092-582-7400

受付時間 月曜～金曜（祝祭日を除く） 9:00～16:00

相談員 精神保健福祉士、臨床心理士・公認心理師等

③ 相談内訳

ア 年度別・月別相談件数の推移

令和5年度の月別相談件数は平均196件で、最も相談件数の多い月は8月である。

表8-1 年度別・月別相談件数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
元年度	201	212	219	217	230	198	232	232	240	215	197	247	2,640
2年度	288	451	569	568	524	532	563	469	524	480	493	608	6,069
3年度	537	455	566	544	569	498	558	522	492	463	435	521	6,160
4年度	262	212	247	231	239	228	218	211	202	188	179	207	2,624
5年度	183	191	220	193	228	210	206	185	188	173	186	189	2,352

※令和2年5月から令和4年3月までは2回線に対応

イ 年齢・性別

男性からの相談が34.2%、女性からの相談が59.3%と女性の割合が多い。

相談者の年齢を知り得たものについては、男性は50代、女性は60代が最も多い。

表8-2 年齢・性別件数

年齢 性別	0～	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	不明	計
男性	0	4	44	19	181	220	149	8	0	180	805
女性	0	7	21	49	268	105	429	109	14	392	1,394
不明	0	0	0	0	0	1	0	0	0	152	153
計	0	11	65	68	449	326	578	117	14	724	2,352

ウ 相談内容

相談を内容別に分類したものが表8-3である。

表8-3 相談内容別件数

内容	老人 精神	社会 復帰	アルコ ール	薬物	思春期	心の 健康	うつ・ うつ状態	その他	計
人数	21	0	2	2	2	688	472	1,165	2,352
割合(%)	0.9	0.0	0.1	0.1	0.1	29.3	20.1	49.5	100.0

(2) 精神保健福祉講座

① 目的

思春期から成人期の人々に関わる支援者を対象として、発達障がい、依存症、犯罪被害者・加害者支援についての理解を深め、適切な対応方法を学ぶ。

② 対象

医療保健福祉関係職員、教育関係職員、労務関係職員、関心がある方

③ 実施方法

オンライン配信

④ 日時

ライブ配信：(1日目) 令和5年8月17日(木) 9:30~15:30

(2日目) 令和5年8月18日(金) 10:00~16:00

オンデマンド配信：令和5年8月21日(月)~10月1日(日)

⑤ 内容

<1日目>	
1	講話：成人期の発達障害の支援 講師：川崎医科大学精神科学教室 准教授 村上 伸治 氏
2	講話：ギャンブル依存・ゲーム依存の支援 講師：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 医師 西村 光太郎 氏
<2日目>	
3	講話：学童期から思春期の発達障がいの支援 講師：医療法人社団倭会こころとそだちのクリニックむすびめ 院長 田中 康雄 氏
4	講話：救えたはずの命から託された願い～多機関連携で子どもを守る～ 講師：福岡県警察本部生活安全部少年課 課長補佐 安永 智美 氏

⑥ 参加者数

617名(オンラインのため申込者数で計上)

9. 自殺対策事業

(1) 自殺の現状

福岡県における自殺死者数の動向は、全国の傾向と同じく平成10年から急増し、その後おおむね1,200人～1,300人前後で推移していたが、平成24年から徐々に減少し、同26年には1,000人を下回り、令和元年は756人であった。しかし、令和2年から増加に転じ、令和4年には873人となっている。

福岡県における自殺死者数・死亡率等の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
死者数	1,224人	1,119人	1,067人	993人	901人	825人	818人	805人	756人	826人	847人	873人
死亡率 (人口10万対)	24.3	22.2	21.1	19.7	17.8	16.3	16.2	16.0	15.0	16.3	16.8	17.3

(平成23～令和4年人口動態統計)

(2) 当センターにおける自殺対策

当センターでは、自殺対策事業として、平成12年度から、中高年のメンタルヘルスや自殺予防の普及啓発、研修会などを中心に取り組を始め、18年度からは、市町村が「こころの健康づくり健診（うつ病予防スクリーニング）」※に取り組むに当たり、その技術支援を開始した。事業開始から16年経過し、令和4年度時点で5市町（朝倉市、篠栗町、宗像市、久山町、大任町）が実施していたが、マンパワーや、費用対効果等の課題があり、うつ病スクリーニングの普及は限定的なものとなった。今後は事業としての展開は終了し、令和5年度以降から、市町村の求めに応じ技術的支援を実施していく方針とした。

平成20年度からは、地方自治体における自殺対策の一層の推進を図ることを目的に、自殺対策の担当職員等を対象にした研修会を毎年開催している。

平成22年6月には「地域自殺予防情報センター」を開設し、自殺を考えている者や自死遺族等からの相談対応、県内の自殺に関わる情報収集、情報提供、関係機関の資質の向上のための研修及び関係機関との連携を行うなど、総合的な自殺対策に取り組んできたところであるが、平成29年3月1日をもってこれを廃止し、「地域自殺対策推進センター」を新たに開設した。

「地域自殺対策推進センター」における業務は、次のとおりである。

- ア 地域の自殺の実態把握、県自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供
- イ 県及び市町村自殺対策計画策定に必要な支援及び情報提供
- ウ 地域の関係機関による連絡調整会議の開催、関係機関等との連携によるネットワーク構築
- エ 市町村及び民間団体が行う自殺対策事業に対する相談支援、技術的助言
- オ 自殺企図者、自殺未遂者、自死遺族等支援に従事する関係機関の者に対する支援手法等に関する研修
- カ 自殺未遂者及び自死遺族等に係る支援情報の収集並びに市町村における当該支援情報の提供及び対応困難事例に対する指導・助言

なお、自殺を考えている者や自死遺族等からの相談については、精神保健福祉センター事業として引き続き実施している。

※こころの健康づくり健診…質問票や面接を通して自殺と関連の深いうつ病を早期に発見し、支援するための取組

当センターにおける自殺対策

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ハイリス 援事業 者支	自死遺族相談窓口	→											
	自死遺族支援関係者研修会		→	→									
	自死遺族法律相談		→										
悩みごと 相談 促進 事業	うつのリーフレット	→											
	自殺対策パンフレット 自死遺族等パンフレット	→											
	自殺予防週間・月間の街頭啓発 ポスター掲示	→											
	ふくおか自殺予防ホットライン	北九州いのちの電話に委託 -----→											
	九州・沖縄一斉電話相談	平成29年度で終了 →											
	こころの健康電話相談統一ダイヤル (厚生労働省)	(内閣府)	(厚生労働省) →										
地域に おける 見守り 強化 事業	自殺対策研修会	→											
	こころの健康づくり健診マニュアル	→											
	うつ病スクリーニングの普及	→											
	メンタルヘルスに関する企業セミナー	→											
	簡易版「こころの健康度自己チェックガイドブック」	→											
人材 育成 事業	ゲートキーパーセミナーに係る指導者 養成講習会											→	
	ゲートキーパーセミナー（よりそい 隊）養成研修											→	
その他	うつ病デイケア（認知行動療法）	→											

① 福岡県自殺対策推進協議会

保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室が事務局となり、福岡県自殺対策推進協議会が開催されている。協議会では、自殺者の状況、当センターを含む各機関の自殺対策の取組状況、対策について協議し、施策の評価、検討を行っている。

② 自殺対策研修会

平成20年度から地方自治体における自殺対策の一層の推進を図ることを目的に、自殺対策の担当職員等を対象に研修会を開催している。

期日	内 容	参加者数	
令和5年 8月8日 (火)	「子ども・若者の自殺対策～自傷行為の理解と援助～」 講師：松本 俊彦 氏 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部部長（兼）同センター病院 薬物依存症センター長	保健所	19人
		市町村	69人
		学校関係者	74人
		その他	11人
		合計	173人

③ 自死遺族支援関係者研修会

自死遺族が直面し得る各種問題の現状と支援の方法について学び、関係機関における自死遺族への適切な支援と連携が図られることを目的として支援関係者を対象に研修会を開催した。

期日	内 容	参加者数
令和6年 2月6日 (火)	○「グリーフケア～大切な人を自死で亡くした人のためにできること～」 講師：高橋 聡美 氏 一般社団法人高橋聡美研究室代表 ○「自死遺族わかちあいの現場から支援者のメッセージ」 講師：尾家 満 氏 リメンバー福岡自死遺族の集いスタッフ	行政職員 45人 福祉・ 自立支援機関 20人 医療機関 17人 その他 14人 合計 96人

④ メンタルヘルス対策セミナー

福岡労働局をはじめ、他関係機関と共催で、企業を対象としたメンタルヘルスの対策の普及を図るための研修会を開催した。

⑤ ゲートキーパーセミナー等に係る指導者養成研修

各自治体の自殺対策計画に基づくゲートキーパー養成のための取組を推進するため、ゲートキーパーセミナー等の講師となる人材を養成・登録し、講師を希望する団体に紹介し、地域でゲートキーパーセミナー等が開催できるよう研修体制を強化することを目的に開催した。

期日	内 容	登録者
令和5年 9月4日 (月)	10:00～16:30 (集合研修) ○福岡県のゲートキーパー研修事業について ○講義：福岡大学医学部精神医学教室 衛藤 暢明 氏 「自殺についての基礎知識」 ○ゲートキーパーセミナー等の実際について ○講義・演習：中島心理相談所 中島 美鈴 氏 「傾聴の技法/ロールプレイ」 ○情報交換・意見交換	保健所 10人 市町村 13人 計 23人 職種内訳 (保健師、事務職)

⑥ ゲートキーパー（よりそい隊）養成研修

所属団体等の中で自殺対策の視点を持って継続的に活動し、ゲートキーパーの役割である「傾聴・つなぎ・見守り」ができる人材を養成・登録することを目的に、保健所圏域毎にオンラインで開催した。

【養成研修】

期日	内 容	登録者
①令和5年10月13日	13:00～16:30 (オンライン開催)	各回 6～20人の参加
② 10月20日	○ゲートキーパー（よりそい隊）養成研修について	登録者 94人
③ 10月27日	○講義：福岡大学医学部精神医学教室	
④ 11月10日	衛藤 暢明 氏 「自殺についての基礎知識」	
⑤ 11月24日	○講義・演習：中島心理相談所 中島 美鈴 氏	
⑥ 12月15日	「傾聴の技法/ロールプレイ」	
⑦ 12月22日		

【交流会】

期日	内 容	参加者
令和6年2月9日	14:00～15:30（オンライン開催） ○ミニ講話 中島心理相談所 中島 美鈴 氏 「認知行動療法を用いたセルフケアについて」 ○交流会・意見交換会	21人

⑦ 自殺対策に係る研修資料の作成

自殺対策	パンフレット「ゲートキーパー手帳～よりそい隊～」
自死遺族支援	パンフレット「大切な人を病気や事故、自死等で亡くされた方へ」

⑧ 自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発活動等

自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、ポスターの掲示、相談窓口や自殺予防に係る対応方法が掲載されたリーフレットの配布など啓発活動を行った。

⑨ 自死遺族のための心の相談及び法律相談

平成19年12月から心の相談窓口を開設し、電話・面接による自死遺族の相談に応じている。

相談件数の推移

29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
15件	22件	12件	16件	25件	34件	34件

また、平成25年7月から、自死に伴い生じる法律問題について弁護士による法律相談（面接・予約制、月1回）を開設した。

相談件数の推移

29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
4件	3件	3件	2件	5件	0件	4件

⑩ 自殺予防に関連した相談

厚生労働省は、相談しやすい体制の整備を図る観点から、都道府県・政令指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル」を運用しており、福岡県内から共通の電話番号にかければ、当センターの「こころの健康相談電話」に接続するようになっている。

令和5年度に当センターで受けた自殺に関連した電話相談は274件であった。

また、予約制で来所相談も受けており、令和5年度の自殺に関連した来所相談は5件あった（上記⑨の件数を含む。）。

⑪ 市町村自殺対策計画策定に係る支援及び情報提供等

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策についての計画を定めることとなっており、令和4年度に県内全市町村の計画策定が完了した。

計画策定完了後は、目標の達成に向けた進捗確認等を行うことや、第二期計画策定に向けた支援を行う必要があるため、市町村及び保健所を対象にした説明会の実施や、各保健福祉（環境）事務所が主催する会議への出席を行った。※下記は自殺対策計画策定に関連した会議のみ掲載

期日	内 容	参加者数
令和5年6月29日	自殺対策の基礎的内容、福岡県自殺対策計画（第2期）、グループワーク等	市町村 44 箇所、保健福祉（環境）事務所 9 箇所

令和5年 6月22日	自殺対策実務者連絡会議への出席	筑紫保健福祉環境事務所及 び管内の市町職員 12人
令和5年 7月6日	自殺対策実務者連絡会議への出席	北筑後保健福祉環境事務所 及び管内の市町村職員 10人
令和5年 8月16日	管内市町精神保健福祉関係係長・担当者会議への出席	南筑後保健福祉環境事務所 及び管内の市町職員 30人
令和6年 1月30日	各保健所の取組や当センターの取組について、意見交換 等	保健所職員等 25人

10. 精神障がい者社会復帰促進事業

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る事業

① 精神障がい者社会復帰促進事業担当者会議

ア 目的

保健所の精神障がい者社会復帰促進事業の取組及び市町村支援における取組・課題を県域全体で情報共有することによって、市町村支援を充実させ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進を図ることを目的とする。

イ 対象

保健福祉（環境）事務所健康増進課精神保健係職員
県庁健康増進課こころの健康づくり推進室精神保健係職員

ウ 日時

第一回 令和5年8月29日（火） 14:00～16:00
第二回 令和6年3月1日（金） 14:00～16:30

エ 内容・参加者数

	内容	参加者数
第一回	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉に関する本県の現状（地域診断） 市町村の精神保健福祉行政に関する現状と課題について 保健所の精神障がい者社会復帰促進事業の取組状況について 入院者訪問支援事業について 	保健福祉（環境）事務所 16 こころの健康づくり推進室 2 精神保健福祉センター 4 <hr/> 22
第二回	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における精神保健福祉に関するアンケート結果 保健所における市町村支援に関する取組及び課題について 市町村支援の充実に向けて 入院者訪問支援事業について 	保健福祉（環境）事務所 14 こころの健康づくり推進室 2 精神保健福祉センター 4 <hr/> 20

② 精神保健福祉行政職員研修会

ア 目的

保健所及び市町村職員が、精神保健福祉法改正及び「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」改正における各々の役割を知り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について理解を深めることによって、保健所及び市町村の精神保健福祉業務の推進を図ると共に、保健所の市町村支援を充実させることを目的とする。

イ 対象

管内市町村職員（福祉・保健部門）
保健福祉（環境）事務所職員、久留米市保健所職員
県庁健康増進課こころの健康づくり推進室精神保健係職員

ウ 日時

令和6年2月16日（金） 14:00～16:00

エ 方法

オンライン配信

オ 内容

	内容	講師等
1	説明：精神保健福祉法改正における市町村の役割～保健と福祉の連携～	精神保健福祉センター 社会復帰課
2	講演：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築における市町村の役割	ちはやACTクリニック 院長 渡邊 真里子 氏

カ 出席者数（オンライン接続状況にて確認）

102名

内訳：市役所、町村役場、久留米市保健所職員 78名（管内58市町村中46市町村が出席）

保健福祉（環境）事務所職員 21名

県庁健康増進課こころの健康づくり推進室精神保健係職員 1名

精神保健福祉センター職員 2名

③ 会議・研修会等への出席

県庁、保健福祉（環境）事務所、市町村等が実施する会議、勉強会等へ出席し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る協議、講演等を行った。

主催		会議名
県	県庁健康増進課こころの健康づくり推進室精神保健係	・精神保健福祉地域支援推進会議
保健福祉（環境）事務所	筑紫保健福祉環境事務所	・保健所運営協議会精神保健福祉部会 ・精神障がい者地域支援関係機関会議「にも包括ケアシステム構築に係る協議の場」に向けた準備会（4回） ・精神障がい者地域支援関係機関会議
	粕屋保健福祉事務所	・粕屋地区精神障がい者社会復帰事業自立支援関係機関会議
	糸島保健福祉事務所	・糸島地区障がい者社会復帰促進事業関係者会議（4回） ・定期事例検討会
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	・保健所運営協議会精神保健福祉部会
	北筑後保健福祉環境事務所	・精神障がい者地域支援会議 ・精神障がい者地域支援研修会 ・精神障がい者地域支援研修会（事例検討会）
	南筑後保健福祉環境事務所	・精神障がい者地域支援関係機関会議 ・精神障がい者地域支援研修会
	京築保健福祉環境事務所	・地域支援研修会
市町村	福岡市	・精神保健福祉支援者研修会
	宗像市障害者自立支援協議会 地域移行・地域生活支援部会	・宗像市精神障がい者支援連携会議幹事会（4回） ・宗像市精神障がい者支援連携会議（4回）
	遠賀中間地域障がい者支援協議会	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての勉強会

(2) 研修会

① 精神障がい者就労支援関係者研修会

ア 目的

精神障がい者の就労支援に関わる人材の資質向上及び就労支援体制強化を図ることを目的とする。

イ 対象

精神障がい者の就労支援に関わる者（医療・保健・福祉・労働・行政職員等）

ウ 日時

令和5年11月6日（月） 13:30～16:10

エ 内容

	内容	講師
1	精神障害者雇用の現状と障害者雇用促進法の改正について	厚生労働省福岡労働局職業安定部 職業対策課障害者雇用担当官 佐々木 峰子 氏
2	精神障がい者の特性を踏まえた就労支援	九州産業大学人間科学部 教授 倉知 延章 氏

オ 方法

オンライン配信

カ 参加者数

77名（オンライン配信のため、申込者数から欠席の連絡があった者を除いた数で計上）

② 精神保健福祉家族研修会

ア 目的

精神障がい者の家族及び支援者等が、精神疾患や精神障がいについての理解を深め、適切な対応方法を学ぶことを目的とする。

イ 対象

精神障がい者の家族、精神保健福祉に関心がある地域住民

ウ 日時

令和5年12月6日（水） 14:00～16:00

エ 内容

	内容	講師
1	講演：精神を患うってどんな事？～もしあなたのご家族が精神を患ったらどうしますか～	医療法人社団峻凌会やきつべの径診療所 精神科医 夏苺 郁子 氏
2	福岡県精神保健福祉会連合会からの情報提供	福岡県精神保健会連合会 会長 檜橋 恭一 氏

オ 方法

オンライン配信

カ 参加者数

70名（オンライン配信のため、申込者数から欠席の連絡があった者を除いた数で計上）
内訳：家族24名、支援者46名

(3) 精神障がい者社会復帰促進事業（地域支援事業）報告書

県民・関係機関への普及啓発及び各保健福祉（環境）事務所に対する技術支援の一環として、報告書を作成し、配付及びホームページへの掲載を行った。

11. ひきこもり対策推進事業

(1) 相談支援事業

① 目的

ひきこもり状態にある本人や家族、関係機関からの相談に対し、専門的に助言を行い、対象者への相談内容に応じて、適切な関係機関へとつなぐ。また、関係機関と情報交換を行うなど、対象者への支援の状況を把握するとともに、適切な支援方法について検討を行う。

② 事業内容

ア 電話相談

開設日：月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

受付時間：9時～17時

イ 来所相談

開設日：月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

受付時間：9時～17時（予約制）

ウ 訪問・同行支援

必要に応じて家庭訪問を実施。また、関係機関と連携した訪問、関係機関や本人の興味がある活動等への同行等を実施。

エ オンライン相談

来所相談をしたことがある方を対象として、希望者に実施。

オ 市町村におけるひきこもり相談会

令和3年度から、ひきこもりに関する悩みを抱える方がより身近な場所で相談できるよう、住民に身近な市町村に出向いて相談会を実施している。

※1日3組の予約制

③ 相談実績

令和5年度の相談延件数（電話、来所、訪問・同行、オンラインの合計）は5,782件で、令和4年度と比較すると約9%減少した。訪問・同行支援は、市町村や就労支援等関係機関の窓口で一緒に相談を受けたり、相談者の利便性等を考えて、居住地の近くに出向いて相談等を行ったりしたことで、件数が大幅に伸びた。

<電話相談延件数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ひきこもり地域支援センター	149	108	123	89	115	111	83	75	116	128	71	76	1,244
筑豊サテライトオフィス	97	99	75	77	100	99	111	102	79	95	90	107	1,131
筑後サテライトオフィス	120	158	214	134	131	119	147	203	147	136	131	208	1,848
合計	366	365	412	300	346	329	341	380	342	359	292	391	4,223

<来所相談延件数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ひきこもり地域支援センター	49	54	46	49	44	62	68	44	33	60	57	45	611
筑豊サテライトオフィス	12	15	10	13	10	11	15	13	17	10	4	17	147
筑後サテライトオフィス	17	21	15	13	13	16	24	18	13	18	21	19	208
合計	78	90	71	75	67	89	107	75	63	88	82	81	966

<訪問・同行支援延件数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ひきこもり地域支援センター	3	4	2	2	1	4	10	7	4	7	9	2	55
筑豊サテライトオフィス	17	27	17	17	24	23	18	26	19	15	26	28	257
筑後サテライトオフィス	23	26	28	21	23	18	19	20	22	15	30	18	263
合計	43	57	47	40	48	45	47	53	45	37	65	48	575

<オンライン相談延件数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ひきこもり地域支援センター	1	2	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	17
筑豊サテライトオフィス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
筑後サテライトオフィス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	2	3	3	1	1	1	1	1	2	1	1	18

<市町村相談会実績>

センター 管内			筑後サテライト 管内			筑豊サテライト 管内		
太宰府市	令和5年 11月 7日	4件	筑前町	令和5年 11月 7日	1件	飯塚市	令和5年 12月13日	5件
遠賀町	令和5年 12月15日	2件	大川市	令和5年 12月18日	4件	桂川町	令和5年 12月20日	2件
新宮町	令和6年 1月17日	1件	朝倉市	令和6年 2月21日	2件	みやこ町	令和5年 8月31日	1件
須恵町	令和6年 2月13日	2件	大木町	令和6年 3月 5日	なし		令和6年 2月28日	1件
			柳川市	令和5年 9月25日	2件			
				令和6年 2月 2日	3件			

(2) ひきこもり対策の推進

① ひきこもり対策連絡調整会議

ア 目的

ひきこもりに関する取組について、医療・福祉・教育・労働等の関係者と情報交換及び意見交換を行うことで、各機関間で恒常的な連携を確保し、ひきこもり対策の充実を図る。

イ 日時及び場所

令和6年2月29日(木) 15:00~16:30

福岡県精神保健福祉センター 研修室

ウ 内容

○報告

- ・福岡県のひきこもり対策について(こころの健康づくり推進室)
- ・福岡県ひきこもり地域支援センターの取組について(精神保健福祉センター社会復帰課)
- ・若者自立相談窓口の取組について
(人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課、福岡県若者自立相談窓口)
- ・就職氷河期世代活躍支援について(労働福祉部労働局労働政策課)
- ・自立相談支援機関の取組について(労働福祉部保護・援護課)

○意見交換等

(3) 人材育成事業

① ひきこもり支援者研修会

ア 目的

ひきこもりの相談や訪問支援に対応できる人材を育成するとともに、支援者としての資質の向上を図る。

イ 対象者

保健福祉（環境）事務所、市町村、福祉・労働・教育機関等のひきこもり支援従事者、県内のひきこもりの民間支援団体等

ウ 日時・内容等

【日時及び方法】

令和5年7月4日（火） 14:00～16:00 オンライン形式

【内容及び講師】

「地域で取り組むひきこもり支援～支援者・家族にできること、支援で悩んだ時の対応を中心に～」

講師：宮崎大学 教育学部 教授 境 泉洋 氏

エ 参加者数・所属内訳（申込者数から欠席の連絡があったものを除いた人数）

198名（市町村：41名、社会福祉協議会：36名、地域包括支援センター：34名、自立相談支援機関：20名、保健所：13名、基幹相談支援センター：13名、ひきこもり地域支援センター：12名、就労支援機関：7名、その他：22名）

② ひきこもりサポーターフォローアップ研修

ア 目的

ひきこもりサポーター登録者が実践的な内容を学ぶと共に、サポーター登録者同士が情報交換することを目的とする。

イ 対象者

福岡県ひきこもりサポーター登録者（令和4年度末時点）

ウ 日時及び会場

令和5年11月29日（水） 13:30～16:30 福岡県精神保健福祉センター 研修室

エ 内容

内容	説明者
福岡県におけるひきこもりサポーター事業の取組について	こころの健康づくり推進室
福岡県ひきこもり地域支援センターの相談状況について	精神保健福祉センター社会復帰課
講話「ひきこもりと精神疾患」	精神保健福祉センター医師
事例報告 （センター、サテライトオフィスの支援事例） 質疑応答	ひきこもり地域支援センター、 各サテライトオフィスコーディネーター
居場所や支援機関等社会資源の紹介	精神保健福祉センター社会復帰課

オ 受講者数

19名

（4）ネットワークの構築

① ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議

ア 目的

市町村をはじめとした地域の関係機関のネットワークの充実及び関係機関職員の資質向上を目的に、保健所圏域ごとに、保健所と協働し、ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議を開催した。

また、当会議は本県において「就職氷河期世代の地域のプラットフォーム」と位置付けており、住民に身近な市町村でひきこもり相談を着実に受け止め、支援者間のネットワークを活用し、市町村プラットフォームの設置が促進されることを目指している。

イ 対象

市町村、自立相談支援機関、社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、若者サポートステーション、発達障がい者支援センター、保健福祉（環境）事務所等においてひきこもり支援に関わる職員

ウ 内容

- ・説明：本県のひきこもり支援対策（こころの健康づくり推進室）
ひきこもり支援に係る地域の状況（精神保健福祉センター）
- ・事例提供・意見交換：「多機関で連携している事例」をもとにグループワーク
本人・家族への支援、関係機関が連携する上での工夫など

保健福祉（環境）事務所名 日程	事例提供・意見交換	
	ファシリテーター	事例発表者（所属のみ）
筑紫 （10月25日）	福岡県若者自立相談窓口 相談員 窪田 直樹 氏	那珂川市障がい者支援課
粕屋 （10月12日）	指定相談事業所地域活動支援センターかいはし 所長 長谷川 剛 氏	篠栗町福祉課
糸島 （11月27日）	糸島市社会福祉協議会 地域課 係長 大浦 浩平 氏	糸島市福祉保護課
宗像・遠賀 （12月1日）	福津市基幹相談支援センター センター長 小石原 宏明 氏	福岡県自立相談支援事務所 （遠賀郡・鞍手郡）
嘉穂・鞍手 （11月14日）	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会 総合相談・地域づくり推進係 係長 小川 史佳 氏	筑豊サテライトオフィス
田川 （11月10日）	福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 助教 岡本 浩美 氏	添田町健康子育て応援課
北筑後 （12月27日）	訪問看護ステーション Reaf くるめ 代表取締役 村尾 眞治 氏	小郡市社会福祉協議会 筑後サテライトオフィス
南筑後 （12月22日）	社会福祉法人 筑後市社会福祉協議会 地域福祉係 係長 卜部 善行 氏	柳川市生活支援課 柳川市困りごと相談室
京築 （11月20日）	行橋市障がい者等基幹相談支援センター センター長 森住 智子 氏	上毛町社会福祉協議会 上毛町役場子ども未来課

保健福祉 （環境） 事務所	日程	参加数										
		参加者所属内訳										その他
		市町村	自立 相談 支援 機関	地域包 括支援 センタ ー	社会福 祉協議 会	障がい 相談支 援機関	就労支 援機関	民間支 援機関	保健 所	ひきこも り地域支 援センタ ー・サテラ イト		
筑紫	10月25日	17	6	1	3	1	1	1	0	2	1	1
粕屋	10月12日	22	10	1	1	1	1	0	2	5	1	0
糸島	11月27日	19	4	0	0	1	2	4	0	2	1	5
宗像・遠賀	12月1日	24	7	4	3	2	1	1	0	5	1	0
嘉穂・鞍手	11月14日	20	2	4	3	3	2	0	0	4	2	0
田川	11月10日	16	3	1	0	2	2	0	0	3	2	3
北筑後	12月27日	24	5	1	4	4	2	0	0	6	1	1
南筑後	12月22日	24	4	2	3	5	3	0	0	4	2	1
京築	11月20日	18	2	3	2	3	2	1	0	3	2	0
合計		184	43	17	19	22	16	7	2	34	13	11

※その他：訪問看護、発達障がい者支援センター、養護教諭等

② ひきこもり地域支援センター実務者等連絡会

ア 目的

県内のひきこもり地域支援センターの実務者が各センターの取組状況及び課題等に関する意見及び情報交換を行うことで、各センターの取組の充実を図る。

イ 参加者

北九州市、福岡市及び福岡県のひきこもり地域支援センター運営に従事する実務者等（9機関16名）

ウ 日時・場所

令和5年6月7日（水） 14:00～16:00

福岡市思春期ひきこもり地域支援センター ワンド

エ 内容

- ・各ひきこもり地域支援センターにおける令和4年度取組状況及び課題について（報告）
- ・各ひきこもり地域支援センター等の相談支援の取組について（情報交換）
- ・情報交換テーマ：個別支援、年齢が高い方への支援、アウトリーチ、居場所活動、就労・経済支援、医療との連携等

③ 関係会議への出席

他機関が実施する会議に出席し、各機関の役割、課題等を情報共有し、地域の関係者との連携を図った。

【関係機関会議】

	会議名
1	若者自立支援機関連携会議（全体会議、豊前・築上、宗像、筑豊、行橋みやこ、筑後地域会議）
2	福岡県子ども・若者支援地域協議会（代表者会議、実務者連絡会議）
3	社会的ひきこもりに関する連携支援研修会
4	北九州市ひきこもり支援実務者連絡会
5	メタバース活用長期無業者就労支援事業委員会
6	福岡県 WORK! DIVERSITY 事業シンポジウム
7	一社）生活困窮者自立支援全国ネットワーク総会・研修
8	福岡市あいあい青年期発達障がい者支援連携会議
9	法テラスワンストップ相談会会議・相談会
10	一社）コミュニティ・メンタルヘルス・アウトリーチ協会全国大会（実行委員会・大会）

【市町村等会議】

	会議名（開催月）
1	久留米市こども分科会（5、7、11月）
2	久留米市若者の居場所等を考える会（5月）
3	八女市アウトリーチサポートチーム会議（5、8、11、2月）
4	柳川市自殺対策地域ネットワーク会議（10、12、1月）
5	田川地区障がい者自立支援協議会相談支援部会（4月～2月 計9回）
6	嘉麻市ひきこもり支援者意見交換会（5、9、2月）

(5) ひきこもり本人・家族への支援

① フリースペース (ねすと♪たまゆら)

ア 目的

ひきこもり状態にある本人を対象に、家族以外に安心して過ごせる場所を確保し、人との関わりや様々な体験ができる場を提供する。

イ 開催日時

毎月第2、4水曜日 14:00～16:00

ウ 参加者数

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計
	第2	第4	第2	第4	第2	第4	第2	第4	第2	第4	第2	第4	第2	第4											
男性	1	1	2	2	1	1	3	3	4	4	4	4	5	4	4	4	5	5	6	5	4	5	4	5	86
女性	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	2	3	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	17
合計	1	1	2	2	1	2	4	3	5	6	6	7	6	5	5	5	6	6	6	6	4	5	4	5	103

② 家族のつどい

ア 目的

家族がひきこもりに対する正しい知識を学ぶとともに、家族同士の分かち合いの場を提供する。

イ 開催日時

第3木曜日 14:00～16:00

ウ 内容・参加者

開催月	内 容	家族の参加数	(再掲) オンライン参加者数	関係機関参加者数
4月	職員紹介、本年度の予定	15	2	1
5月	ひきこもりの基礎知識	23	2	2
6月	ひきこもりと精神疾患との関連 福岡県精神保健福祉センター 医師	19	2	3
7月	家族の体験談～家族の気持ちの変化、気づきから行動へ～	24	3	12
8月	家族の元気～自分の時間を大切にしていますか？～	20	4	1
9月	働いていない子どもの将来の暮らしを考える～家計の見直しを立ててみましょう～ 講師：社会福祉法人グリーンコープ生活再生支援事業部 家計改善支援スーパーバイザー	24	4	3
10月	就労にむけての準備支援について 講師：社会福祉法人グリーンコープ生活再生支援事業部 就労支援スーパーバイザー	30	3	1
11月	ひきこもり対応のヒント	18	7	1
1月	ひきこもり経験者からのメッセージ 講師：NPO 任意団体 ひきこもり経験者によるサロン Niente 代表	29	6	2
2月	ひきこもり 8050 問題講演会「今とこれからの備えて」 (OSD よりそいネットワークと共催)	35		
3月	ひきこもり対応のヒント	15	5	2
合 計		252	28	28

【参加者（家族等）及びひきこもり本人の状況】

参加者（家族）実数：74名、ひきこもり本人実数：58名

③ みんなのつどい

ア 目的

ひきこもりの状態にある本人、家族が共に参加できる場とプログラムを提供し、家族が本人に外出の声掛けをする機会を作る。また、共にプログラムを行うことで、様々な対人関係の体験を得ることができる。

イ 開催日時

令和5年12月7日（木） 13:30～15:00

ウ 内容・参加者

スローエアロビック、茶話会 4名（家族のみ）

（6）情報発信

①各事業のホームページ掲載及びチラシ作成・配布

ホームページに各事業の内容を随時掲載するとともに、民生委員や地域包括支援センター等での講話等でチラシを配布した。保健所圏域毎に実施しているひきこもり支援者等ネットワーク会議で、チラシを配布し関係機関を通じて対象者への広報を行った。

②「福岡県ひきこもり地域支援センター事業報告書（令和4年度）」の作成・配付・ホームページ掲載

③「福岡県ひきこもり支援社会資源情報」のホームページ掲載

（7）普及啓発

他機関からの依頼に応じて、ひきこもり地域支援センターの役割等についての講話等を実施し、普及啓発を行った。

	日程	会議名	参加者数
1	令和5年8月2日	福岡県障がい児療育支援事業受託施設連絡協議会 相談支援部会	32
2	令和5年9月19日	筑紫野市山家地区民生委員児童委員協議会	10
3	令和5年12月12日	篠栗町民生委員児童委員協議会	45
4	令和5年12月16日	北九州市若者サポートステーション「第5回家族セミナー」	15
5	令和6年1月26日	糸島市社会福祉協議会「笑顔の集い」	13
6	令和6年2月26日	嘉麻市社会福祉協議会民生委員児童委員勉強会	13
合計			128

12. 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は、4合議体（委員構成は下記のとおり）から成り、各合議体が毎月1回、当センターで審査会を開催している。

また、退院等の請求に係る意見聴取については、請求者（当該患者）が入院している病院において、医療委員及び法律家又は有識者委員の計2名で実施している。

① 委員構成

委員資格	1合議体当たり	全体（4合議体）
精神障害者の医療に関し学識経験を有する者	3人	12人
法律に関し学識経験を有する者	1人	4人
その他の学識経験を有する者	1人	4人
計	5人	20人

② 令和5年度審査状況

ア 審査会開催状況

	開催回数
各合議体	48回
合同(全体会)	3回
計	51回

イ 法第38条の2の規定による報告書等の書類審査状況

届出及び報告書	審査件数	審査結果	
		現形態適当	他形態への移行
医療保護入院者の入院届	6,322件	6,322件	0件
医療保護入院者の定期病状報告書	3,032件	3,032件	0件
措置入院者の定期病状報告書	70件	70件	0件
計	9,424件	9,424件	0件

ウ 法第38条の4の規定による退院等の請求の審査状況

請求内容	請求件数	審査結果			
		現形態適当	他形態への移行	入院継続不适当	案件消滅・取下げ
退院請求	296件	166件	22件	9件	99件
		処遇改善請求	45件	処遇適当 36件	処遇不适当 6件
計	341件				

13. 自立支援医療費（精神通院）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく、自立支援医療費（精神通院）支給認定業務について、判定委員会での審査とその結果に基づく受給者証の発行を行っている。

判定委員会（委員13名）はおおむね月4回開催している。（委員分担型）

所持者数 (人)

	2年度	3年度	4年度	5年度
合 計	44,840	48,028	50,323	52,082

申請状況 (件)

	2年度	3年度	4年度	5年度
申請件数	32,804	49,316	50,981	53,495
承認件数	32,783	49,279	50,964	53,261

※ 令和2年度の申請件数が減少しているのは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有効期間の延長の措置によるもの。

14. 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき、精神障がい者が一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付されることにより、各方面の協力により各種の支援策が講じられ、精神障がい者の社会復帰の促進、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

精神障害者保健福祉手帳の申請は、診断書添付によるものと年金証書の写し添付によるものの2種類がある。

所持者数 (人)

	2年度	3年度	4年度	5年度
1級	1,819	1,797	1,795	1,740
2級	15,642	16,422	17,045	17,374
3級	7,531	8,003	9,198	10,466
合計	24,992	26,222	28,038	29,580

申請状況 (件)

	2年度			3年度			4年度			5年度		
	診断書	年金証書	合計									
申請件数	6,813	5,042	11,855	8,049	6,062	14,111	8,167	5,948	14,115	9,013	6,327	15,340
うち新規	1,816	288	2,104	2,128	352	2,480	2,403	392	2,795	2,461	372	2,833
うち更新	4,997	4,754	9,751	5,921	5,710	11,631	5,764	5,556	11,320	6,552	5,955	12,507

交付状況 (件)

	2年度			3年度			4年度			5年度		
	診断書	年金証書	合計									
交付件数	6,782	4,997	11,779	7,989	6,017	14,006	8,118	5,903	14,021	8,976	6,291	15,267
うち新規	1,808	281	2,089	2,096	344	2,440	2,375	383	2,758	2,444	368	2,812
うち更新	4,974	4,716	9,690	5,893	5,673	11,566	5,743	5,520	11,263	6,532	5,923	12,455
1級	389	515	904	405	504	909	366	534	900	353	515	868
うち新規	62	24	86	57	24	81	46	30	76	40	19	59
うち更新	327	491	818	348	480	828	320	504	824	313	496	809
2級	3,232	4,107	7,339	3,718	5,083	8,801	3,346	4,936	8,282	3,594	5,315	8,909
うち新規	729	226	955	833	283	1,116	649	315	964	617	306	923
うち更新	2,503	3,881	6,384	2,885	4,800	7,685	2,697	4,621	7,318	2,977	5,009	7,986
3級	3,161	375	3,536	3,866	430	4,296	4,406	433	4,839	5,029	461	5,490
うち新規	1,017	31	1,048	1,206	37	1,243	1,680	38	1,718	1,787	43	1,830
うち更新	2,144	344	2,488	2,660	393	3,053	2,726	395	3,121	3,242	418	3,660

15. 災害対策・災害支援

(1) 災害対策

① 研修開催及び参加

- ・令和5年度ふくおか DPAT 養成研修（能登半島地震への支援のため、次年度に延期）

日程：令和6年1月18日

場所：福岡県中小企業振興センタービル（福岡市博多区）

② 研修参加

- ・令和5年度 DPAT 先遣隊隊員技能維持研修

日程：令和5年6月17日

場所：南近代ビル（福岡市博多区）

(2) 災害支援

① 災害時の支援

- ・令和5年7月7日からの大雨による災害

ふくおか DPAT 調整本部を立ち上げ、情報収集を行った。久留米市、東峰村からの支援依頼（避難所巡回や家庭訪問）があったため、県として保健師を派遣することとなり、DPAT 先遣隊の派遣は見送った。

- ・令和6年1月1日発生の能登半島地震

ふくおか DPAT 調整本部を立ち上げた。厚生労働省 DPAT 事務局からの派遣要請を受け、県内5つの DPAT 先遣隊を派遣した。

② 災害時の情報共有

- ・令和5年5月5日 石川県能登地方を震源とする地震（震度6強 石川県、富山県）

- ・令和5年5月26日 立てこもり事件に伴う消防隊隊員へのこころのケアについて（長野県）

- ・令和5年5月26日 千葉東方沖を震源とする地震（震度5弱 茨城県、千葉県）

- ・令和5年7月7日 大雨災害（大分県、福岡県、佐賀県、山口県、広島県、島根県）

- ・令和6年1月1日 能登半島地震（震度7 石川県、福井県、富山県、新潟県、長野県）

16. 新型コロナウイルス感染症対策支援

(1) 新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設支援

① 概要

新型コロナウイルス感染症のため宿泊療養施設で療養されている方に対し、当センターから医師又は保健師を宿泊療養施設に派遣し、主に電話相談（こころの相談）を実施した。また、専門的な判断を要する場面において、宿泊療養施設との連携を図った（24時間対応）。

② 事業内容

令和2年5月～令和5年5月：宿泊療養者を対象としたこころのケア活動を実施

令和2年12月～令和5年5月：宿泊療養施設スタッフを対象としたこころのケア活動を実施

③ 相談件数

県内の宿泊療養施設に対し、北九州市立精神保健福祉センター及び福岡市精神保健福祉センターと分担して、電話相談を行った。

令和5年度月別相談件数の推移（当センターが担当した相談件数のみ記載）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3

(2) 新型コロナウイルス感染症関連の電話相談

① 概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染者及び非感染者の不安やストレス、感染者受入病院の職員の業務による精神的負担などが予想されたため、県民のメンタルヘルス改善を目的として、次のとおり電話相談回線を開設及び増設した。

② 事業内容

令和2年5月～令和4年3月：心の健康相談電話（092-582-7400）を1回線から2回線に増設

令和2年5月～令和5年9月：医療従事者を対象としたこころの相談電話（092-582-7700）を開設

そのほか、一般相談窓口（精神保健福祉相談：092-582-7500）でも適宜コロナ関連の相談を受けた。

③ 相談内訳

令和5年度月別相談件数の推移

（心の健康相談電話及び精神保健福祉相談はコロナ関連のみ抜粋）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
心の健康 相談電話	0	0	4	5	4	2	1	2	0	0	1	0	19
医療従事者のための こころの相談電話	2	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	3
精神保健 福祉相談	1	1	3	1	3	0	1	2	0	0	1	1	14

Ⅲ. 資 料

1. 本年報使用のブロック名及び保健所・管轄市町村
2. 関係法令

1. 本年報使用のブロック名及び保健所・管轄市町村

(令和5年3月31日現在)

ブロック	保健所 (保健福祉(環境)事務所)	管 轄 市 町 村
福岡 ブロック	筑紫 保健福祉環境事務所	筑紫野市
		春日市
		大野城市
		太宰府市
		那珂川市
	粕屋保健福祉事務所	古賀市
		(糟屋郡) 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町
	糸島保健福祉事務所	糸島市
	宗像・遠賀 保健福祉環境事務所	宗像市
		福津市
		中間市
		(遠賀郡) 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町
	筑豊 ブロック	嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所
宮若市		
飯塚市		
嘉麻市		
(鞍手郡) 小竹町 鞍手町		
(嘉穂郡) 桂川町		
田川保健福祉事務所		田川市
		(田川郡) 香春町 糸田町 川崎町 福智町 添田町 大任町 赤村
		行橋市
京築 保健福祉環境事務所		(京都郡) 荻田町 みやこ町
		豊前市
		(築上郡) 吉富町 築上町 上毛町
	朝倉市	
筑後 ブロック	北筑後 保健福祉環境事務所	小郡市
		うきは市
		(朝倉郡) 筑前町 東峰村
		(三井郡) 大刀洗町
		大牟田市
	南筑後 保健福祉環境事務所	柳川市
		八女市
		筑後市
		大川市
		みやま市
		(三潞郡) 大木町
		(八女郡) 広川町
		久留米市
久留米市保健所	久留米市	

2. 関係法令

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年五月一日）

（精神保健福祉センター）

第六条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関（以下「精神保健福祉センター」という。）を置くものとする。

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- 三 精神医療審査会の事務を行うこと。
- 四 第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第一項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項又は第五十一条の七第二項の規定により、市町村（特別区を含む。第四十七条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）が同法第二十二条第一項又は第五十一条の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十六条第一項又は第五十一条の十一の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

○精神保健福祉センター運営要領について

（令和五年十一月二十七日）

（健医発第八号）

（各都道府県知事、各指定都市市長あて厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

令和4年12月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、精神保健センター運営要領を別紙のように定め、令和6年4月1日より適用することとしたので、管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、本通知の適用に伴い、「精神保健センター運営要領について」（平成8年1月19日健医発第57号保健医療局長通知）は、令和6年3月31日付けで廃止する。

別紙

精神保健福祉センター運営要領

1 地域精神保健福祉におけるセンターの役割

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、都道府県等及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が設置する精神保健及び精神障害

者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備えなければならない。

また、住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等を行うものである。

さらに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「令和4年改正法」という。）により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援について、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として、行わなければならないことが規定された。精神障害者等をより身近な地域できめ細かく支援していくためには、市町村が相談支援等の取組をこれまで以上に積極的に担っていくことが求められており、センターは市町村及び市町村を支援する保健所と協働し、精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制の構築に向け、本要領に示す各業務を総合的に推進する。

2 実施体制

(1) 組織体制

組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門、精神障害者保健福祉手帳判定部門及び自立支援医療（精神通院医療）判定部門等をもって構成すること。

(2) 職員の配置

ア 基本的考え方

令和4年改正法により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることが明確化され、それに伴い、センターの保健所及び市町村への支援強化の必要性が増している。

そのため、センターの職員に関して、専門職の十分な確保や人材育成及び資質向上の観点に留意し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての機能や市町村の相談支援体制構築のための援助遂行を果たすために十分な人数を配置すること。なお、十分な人数を配置した上で、業務に支障が生じない場合は、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えない。

イ 所長

センターの所長は、市町村の専門的なニーズに対応していくために、精神保健指定医等、精神保健福祉に関する職務を行うのに必要な知識及び技能を十分に有する医師をあてることが望ましい。

ウ 職員構成

センターの職員構成は、医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師、精神保健福祉相談員、その他のセンター業務実施に必要な職員等多職種で構成すること。

医師については、精神科の診療に十分な経験を有する者をあてること。

医師以外の職員についても、センターが都道府県等の本庁等の精神保健及び精神障害者の福祉に関する専門性を発揮できるよう、個々のキャリアパスや精神保健福祉に関する業務の経験等も十分考慮した上で配置すること。

3 業務

以下に示す業務は、いずれもセンターの業務と密接な関係にあり、センターが精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての立場で実施するものである。これらの業務については、都道府県等の本庁、保健所、市町村等必要な関係機関と日頃から連携し、精神障害者やその家族等の意見も考慮しながら進めていくものである。

(1) 企画立案

地域における精神保健医療福祉の包括的支援を推進するため、精神保健に関する地域課題の整理及び対応策の検討、精神障害者の地域生活支援の推進方策や、医療計画、健康増進計画、アルコール健康障害対策推進計画、再犯防止推進計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、障害者基本計画、障害福祉計画、自殺対策計画等の地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等について、専門的な立場から、都道府県等の本庁と協働し、企画立案を行い、市町村や保健所をはじめとした関係機関に対しては意見を述べる等を行うこと。

(2) 技術支援

令和4年改正法による法第46条の規定新設の趣旨を踏まえ、市町村や市町村を支援する保健所への支援体制の強化が必要である。

センターは、包括的支援体制の確保のために、都道府県等の本庁、保健所、市町村、児童相談所、障害者就業・生活支援センター等関係機関に対し、本項の各業務に関して、地域の事情に応じた方法で協議の場への参画、研修、事例検討、個別スーパービジョン、同席での相談や同行訪問に加えて、意見提案、情報提供、対象機関の事業実施への支援、講師派遣等により、専門的立場から積極的な技術支援を行うこと。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、児童相談所、障害福祉サービス事業所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員に対して、都道府県等全体の施策に関することや、事例検討等を含む精神保健福祉の相談支援に係る専門的研修等を行い、人材の育成及び技術的水準の向上を図ること。

精神保健福祉相談員について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について」（令和5年11月27日付障害保健福祉部長通知障発1127第10号）に基づく講習会を開催する場合は保健所及び管内市町村の参加を積極的に促すこと。

(4) 普及啓発

住民に対し、メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害についての正しい知識、相談支援等の社会資源及び精神障害者の権利擁護等に関する普及啓発を行うこと。普及啓発の実施の際には、精神障害者に対する差別や偏見をなくすため、「心のサポーター」の養成を行う等、態度や行動の変容につながることを意識すること。

また、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力及び援助を行うこと。

(5) 調査研究

地域の精神保健福祉における活動推進並びに精神障害者の地域生活支援の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究を行うとともに、センターは市町村の規模や資源によって住民への支援に差が生じないように、精神保健及び精神障害者の福祉等に関する統計やデータベース等を活用及び分析し、企画立案に役立てること。また、そ

の結果をもとに都道府県等の本庁、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供すること。

これらの調査研究等を通じ、精神保健福祉上の課題を抱える者のニーズや地域課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築していくこと。

(6) 精神保健福祉に関する相談支援

心の健康に関する相談や精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、思春期・青年期・高齢期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題、それらを背景とした自殺に関連する相談、家庭内暴力やひきこもりの相談、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症等精神保健福祉に関する相談支援のうち、専門性が高く、複雑又は困難なケースに対して、総合的技術センターとしての立場から適切な相談支援等を行うとともに、保健所、市町村及び関係機関等と連携し、相談支援を行うこと。

相談支援の実施方法は、電話、メール、面接、訪問等により行うものとし、相談者のニーズや状態に応じて、ピアサポーター等の活用も含め、適切に実施すること。特に、自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、地域の実情に応じた体制で多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。

なお、聴覚障害等のコミュニケーションを図ることに支障がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合に適切に意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者の配置等合理的な配慮をすること。

(7) 当事者団体等の育成及び支援

当事者団体や家族会等について、都道府県等単位での活動を把握し、支援することに努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での活動に協力する。さらに、都道府県内の保健所、市町村等に対して、当事者、ピアサポーター等の活用を促進すること。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置された機関である。センターに配置されている精神保健福祉の専門職員を活用し、精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うこと。また、法第38条の4の規定による退院等の請求等の受付についても、精神保健福祉センターで行う等、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えること。

なお、退院等の請求方法は書面を原則としているが、当該患者が口頭(電話を含む。)による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとしていることに留意すること。また、退院等の請求や相談に応じた際に、請求には至らないが、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、法第35条の2の規定による入院者訪問支援事業を都道府県等が実施している場合においては、本事業を紹介すること。

さらに、精神医療審査会の事務を行う上で、法律に関し学識を有する者からの助言を得られる体制を整えることが望ましい。

(9) 精神障害保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定

法第45条第1項の規定に基づき申請された精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び障害等級の判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を専門的な機関として行うこと。

(10) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に係る業務

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うこと。

(11) 災害等における精神保健上の課題に関する相談支援

災害・事故・事件等に関連して生じた、住民の精神保健上の課題に対する相談支援について、医療機関、保健所、市町村等の関係機関と連携し、中核的役割を担うこと。

(12) 診療や障害者福祉サービス等に関する機能

地域における診療、デイケア及び障害福祉サービス等の機能を確認し、必要に応じ、地域で提供されていない機能を提供すること。ただし、精神医療審査会事務並びに精神障害者保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮すること。

(13) その他

本運営要領に定めるもののほか、地域の実情に応じ、必要な業務を行うこと。

精神保健福祉センター年報
令和5年度
令和6年11月発行

発行元 福岡県精神保健福祉センター
〒816-0804 春日市原町3-1-7南側2階
TEL 092-582-7510
FAX 092-582-7505

